

令和8年度

# 危機管理マニュアル



津久見市立津久見中学校

令和8年4月 改訂

## 目次

- 1. 学校における危機管理の方針** P 2
- (1)危機管理の目的
  - (2)危機の対象
  - (3)基本的対応
- 2. 危機管理・緊急時対応に関する体制** P3
- (1)対応及び組織
  - (2)事件・事故対策本部役割分担
  - (3)具体的な事例対応(食物アレルギー、転落事故)
  - (5)救急車の呼び方
- 3. 不審者侵入時の緊急対応** P 7
- (1)基本事項
  - (2)不審者発生時における教職員の役割分担・連携体制
  - (3)地域との連携を図った安全対策
  - (4)記録について
- 4. 交通事故発生時の対応について** P 1 1
- (1)人命優先の処置
  - (2)連絡体制
  - (3)情報聴取等
  - (4)関係機関一覧表
- 5. 情報管理の遵守事項** P 1 2
- (1)校内確認事項
  - (2)帰る前にもう一度チェック
- 6. 災害対策について** P 1 3～2 5
- (1)災害時の避難経路
  - (2)ハザードマップ
  - (3)学校が避難所となった場合の役割分担
  - (4)関係機関連絡(大分地方気象台)
  - (5)緊急時生徒引き渡し
  - (6)Jアラートが作動した場合の判断及び学校の対応
  - (7)Jアラートが作動しない場合

## 1. 学校における危機管理の方針

### (1)危機管理の目的

- ①子どもと教職員の生命を守ること。
- ②子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること。
- ③学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること。

### (2)危機の対象

分類		内容
学習活動等	学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症による入院、運動時の事故
	その他の活動	学校施設利用中の事故
登下校	交通事故	死傷事故等
	不審者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健康	感染症	新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎等
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入等
問題行動等	非行少年	万引き、暴力、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物、深夜徘徊等
	いじめ	校内におけるいじめ、起因する傷害・自殺、ネットいじめ
災害	火災・自然災害・Jアラート作動	火事、地震、津波、台風、風水害、土砂災害、竜巻、落雷、原子力災害、弾道ミサイル発射
施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等の人身事故
教職員	不祥事	教職員の不祥事(飲酒運転、暴力行為、セクハラ等)
	健康管理	心身の不調による業務への影響
	事故	交通事故
教育計画	教育課程	未履修
財務	資金管理	公金の遺失、横領
	会計処理	不適正な公金支出、部費の不適切な執行
情報管理	個人情報	個人情報の漏洩
	情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
業務執行	保護者	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
	威力業務妨害	不当要求、クレーム
	広報・報道	報道機関に対する不適切な対応による信用失墜

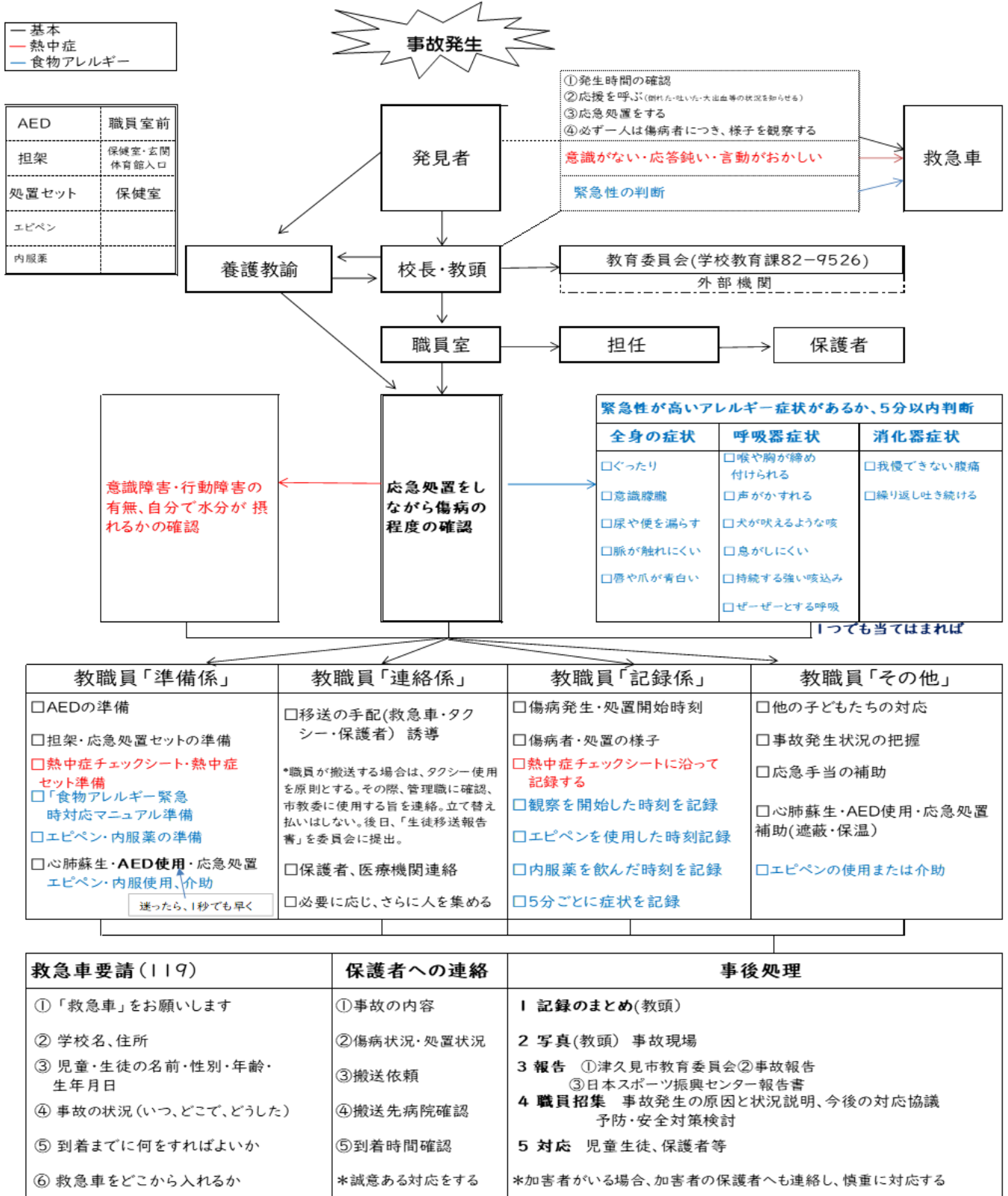
### (3) 基本的対応

- ①校内体制を整備し、組織的に取り組む
- ②学校・生徒の実態に基づき、意図的・継続的に取り組む
- ③家庭・地域・関係機関・団体等と十分に連携する。

## 2 危機管理・緊急対応に関する体制

### (1) 対応及び組織

#### 事故発生時の対応および組織



## (2) 事件・事故対策本部役割分担

役割	主な内容	担当者		
		順位 1	順位 2	順位 3
本部 (指揮司令者)	全体の状況把握と必要な指示、掌握	校長	教頭	学年主任 生徒指導主事
聞き取り担当	教職員・生徒の聞き取り	校長 各学級担任	教頭 副担任	学年主任 生徒指導主事
個別担当	被害生徒保護者の個別窓口	各学級担任	副担任	教科担任
保護者担当	保護者会の開催や PTA 役員との連携	教頭	校長	教務主任
報道担当	報道機関への窓口	校長	教頭	教務主任
学校安全担当	校長・教頭の補佐・学校安全対策・ 警察との連携	生徒指導主事	教務主任	学年主任
庶務担当	事務を総括	事務主幹	教頭	教務主任
情報担当	情報を総括	校内情報担当	教頭	教務主任
総務担当	学校再開を総括	教頭	校長	生徒指導主事
学年担当	各学年を総括	学年主任	副担任	各学級担任
救護担当	負傷者の実態把握、応急手当、心の ケア	養護教諭	生徒指導主事	SC、SSW
ハラスメント担当	保護者・教職員等からのハラスメント 担当	教頭	校長	(市教委)

### 資料編①

平成27年1月号

教職員向け

## 学校の管理下における食物アレルギーへの対応

特定の児童生徒に生じる食物アレルギーによる健康障害には、軽度のものから生命に関わる重篤なものまで多種多様なものがあります。今回は、食物アレルギーの中で最も重篤で生命の危険を伴うことがある「アナフィラキシー」について紹介します。

### ① アナフィラキシーとは

「食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる、即時型アレルギー反応のひとつの総称。皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に全身性に症状が現れる。時に血圧低下や意識喪失などを引き起こす。こうした生命をおびやかす危険な状態をアナフィラキシーショックと呼ぶ。」とされています。(厚生労働科学研究班「食物アレルギーの診療の手引き 2011」)  
症状の進行は早く、アドレナリン投与を含めて迅速な対応行動が要求されます。  
アレルギーとの接触直後に起こる場合と、食べ物を食べた後に運動負荷が加わって起こる場合(食物依存性運動誘発アナフィラキシー)があります。

### ② アナフィラキシーの応急処置

- (1) アナフィラキシーで症状が出現した時に服用薬を内服させるなどして、落ち着いて経過観察をします。
- (2) アナフィラキシーショック状態(血圧低下、それに伴う活動性低下や意識低下～消失、顔面蒼白、失禁など)に陥る前に、速やかにエピベン®でアドレナリンを投与する必要があります。使用後は速やかに医療機関を受診します。

現在、アナフィラキシー症状対策のためにエピベン®を所持している児童生徒がいることがあります。  
「学校では、教職員がエピベン®を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わってそれを注射することは、医師法の違反にはならない」という判断が示されています。(平成25年11月13日付文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長照会25ス学健第17号、平成25年11月27日付厚生労働省医政局医事課長回答 医政医発1127第1号「医師法第17条の解釈について」)

### ③ 事前の調査

食物アレルギーによるアナフィラキシーの発症に備えて、あらかじめ食物アレルギーを有する特定の児童生徒について「アレルギー緊急時個別対応票」を整えておく必要があります。

# 学校の管理下における食物アレルギーへの対応

**Check** 「学校の管理下における食物アレルギーへの対応 調査研究報告書」を御活用ください。



- \* 学校給食における食物アレルギーによる児童生徒の健康障害を効果的に防止し、万が一にも特定の児童生徒に食物アレルギーによる健康障害が発生した場合には、その被害を最小限に止める方策について検討し、平成23年3月に作成しました。
- \* アレルギー緊急時個別対応票(例)、アナフィラキシー緊急時対応経過記録票(例)、アナフィラキシー発症時の対応のながれ(例)などを掲載しています。

**JSCホームページ 学校安全Web 「学校災害事故防止に関する調査研究」からダウンロードできます!!**

## 参考 エピベン®の使用について

### ① エピベン®とは

エピベン®とはアドレナリン(旧名称エピネリン)が充填されたペン型の注射器という意味の名称です。

アナフィラキシーショックの病態は、血圧が低下することに主な原因がありますが、アドレナリンのおもな作用は、血圧を上昇、心拍数を増加させ、患者のショック状態からの脱却を図るところにあります。その作用は筋肉注射後に速やかにあらわれ、15~20分持続します。また同時に気管支を拡げる効果、腸管の動きを調整する効果も持ち合わせ、それらの臓器症状を和らげます。

### ② エピベン®を注射するタイミング

エピベン®注射のタイミングは、過去のアナフィラキシー発現の有無、初期症状等を参考にします。そのために、まず、個々の患者に対して作成されている「アナフィラキシー緊急時対応経過記録票」でアナフィラキシー症状の重症度を確認しておきます。

処方を行った医師から説明されたアナフィラキシーの兆候や症状を感じたときには、速やかに注射してください。

学校では、いずれかの臓器症状で右表のグレード2の症状が見られた場合はエピベン®の投与を考慮する必要があります。さらにグレード3の症状が起きたときは、エピベン®を注射するタイミングと考えるべきです。

## 食物によるアナフィラキシーの臨床的重症度

H. Sampson, Pediatrics 2003; 111: 1601-6.

Grade	皮膚	消化器	呼吸器	循環器	精神神経
1	限局性痒疹感、発赤、じんましん、血管性浮腫	口腔内痒疹感、違和感、軽度口唇腫脹	-	-	-
2	全身性痒疹感、発赤、じんましん、血管性浮腫	上記に加え、悪心、嘔吐	鼻閉、くしゃみ	-	活動性変化
3	上記症状	上記に加え、繰り返す嘔吐	鼻汁、明らかな鼻閉、咽頭喉頭の痒疹感/絞扼感	頻脈(+15/分)	上記に加え、不安
4	上記症状	上記に加え、下痢	喘鳴、犬吠様咳嗽、嚥下困難、呼吸困難、喘鳴、テアノーゼ	上記に加え、不整脈、軽度血圧低下	軽度頭痛、死の恐怖感
5	上記症状	上記に加え、腸管機能不全	呼吸停止	重度徐脈、血圧低下、心拍停止	意識消失

厚生労働科学研究班「食物アレルギー診療の手引き2011」より

# 学校の管理下における食物アレルギーへの対応

## 参考 エピベン®に関するQ&A

**Q** タイミングを早めにエピベン®を打ってしまった時、児童生徒に悪いことが起きますか？

**A** アドレナリンはショックを予防する効果はなく、補助治療薬です。ショックを心配する余りに、症状のグレード1や2などの早期段階に注射してしまうと、アドレナリンの効果持続時間は15~20分のため、本来使用したい時には治療効果が薄れてしまうことになりかねません。適切なタイミングでエピベン®を注射できるように注意しましょう。  
なお、早く注射したことで、前記したような副反応症状以外に、児童生徒に良くない症状が現われやすくなるようなことはありません。

**Q** エピベン®を注射したあとに、患児は速やかに元気を取り戻しました。医療機関への受診は様子を見てよいのでしょうか？

**A** エピベン®はあくまでもアナフィラキシーの補助治療薬です。このため、注射後は速やかに医療機関を受診しましょう。アドレナリンの効果が切れてきたとき(15分後以降)に再び症状が出現するかもしれません。

**Q** エピベン®を注射するのはなぜ「ふともも」なのでしょう？

**A** 小児でも注射推奨部位(大腿部)は筋肉が発達しており、また太い血管や神経から距離が離れているため、誤注射の可能性が低くなるからです。

**Q** 学校でのエピベン®受け入れに際して、学校が事前に準備するべきことは何でしょうか？

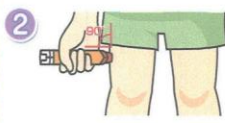
**A** まずは食物アレルギーとアナフィラキシーに関する正しい知識(食物アレルギーとは、アナフィラキシーとは、エピベン®の注射のタイミングなど)を得ることと、教職員誰もがエピベン®使用を含めた緊急時対応のための実践的な訓練に取り組むことです。  
そしてアナフィラキシーへの正しい対応(エピベン®の注射手技を含む)の習熟をすすめていきましょう。エピベン®を怖がって、学校への持込みが遅れることは、アナフィラキシーの治療手段を失うことになり、かえって学校にとってはデメリットであると考えべきです。

※「学校の管理下における食物アレルギーへの対応 調査研究報告書」より

## エピベン®の使い方



1 カバーキャップを押し開けて中身を取り出し、片手でエピベン®の真ん中をしっかりと握ってから、もう片方の手で安全キャップを外してロックを解除します。



2 太ももの前外側に垂直になるように、オレンジ色のニードルカバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付け、数秒間そのままにします。



3 緊急の場合には、衣服の上からでも注射できます。



4 児童生徒が自分で注射できない場合は、教職員が本人の代わりに注射してください。

# 学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

## ◎ 共通事項

### 事故情報の共有

★全国の事故情報を把握します。  
 (※)日本スポーツ振興センターの提供する事故情報等を参考とします。

### 学校の現状把握

★学校関係者、専門業者はほか子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。  
 ★改修等により学校施設の状況に変化があったときには点検を行います。  
 ★危険な場所が見つかつたときは、速やかに対応します。  
 ★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。  
 ★欄を乗り越えたり、欄を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

### 安全指導の充実

★転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。  
 ★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的にわかりやすい指導を行います。  
 ★子どもたちが普段使用しない場所で活動するときには、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。  
 ★特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

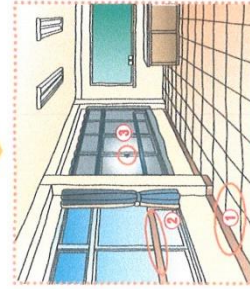
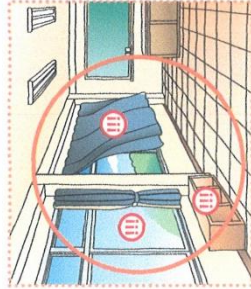
### 施設の配慮

★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。  
 ★効果的な表示等による注意喚起をします。  
 (※)単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。)  
 ★細部に至るまで、十分な安全性を確保します。  
 ★既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やかに改善します。

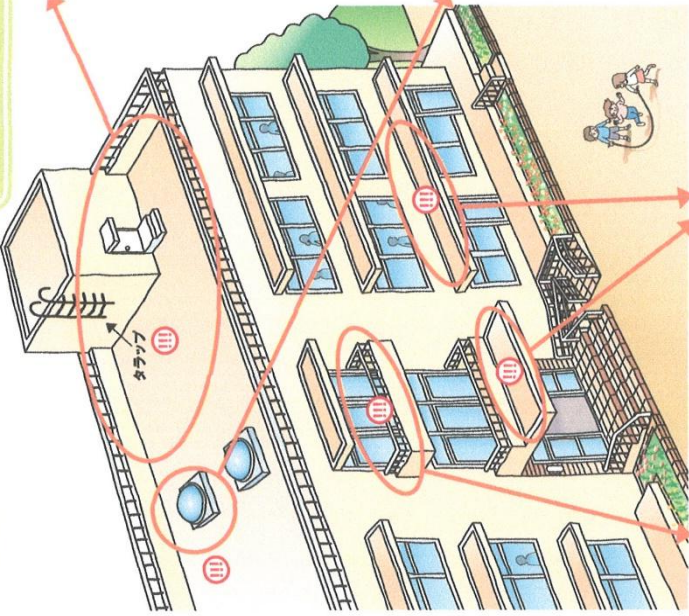
## ◎ 個別事項

### 窓(転落のおそれがあるもの)

★欄の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。  
 ★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。  
 ★窓下に足掛りとなるものは設置しません。  
 ★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。  
 ★暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



①足掛りとなるものを設置しない  
 ②手すりの設置を検討する  
 (新たな危険箇所にならないようにする)  
 ③暗幕使用時は窓の開閉状況に注意する



### 屋上

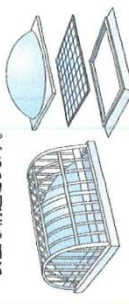
★屋上への出入り口は必要に応じて施設します。  
 ★十分な安全な手すりや防護フェンス等を設けます。  
 ★タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



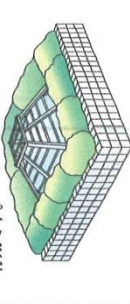
屋上で行われる活動を踏まえた転落防止策例

### 天窓(トッパライト)

★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。  
 ★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



防護柵イメージ  
 防護ネットイメージ  
 ★天窓に近づきにくい状況を作ること有効です。



天窓を覆い周辺に柵を配置した一例  
 ★子どもたちが近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

### バルコニー等

★十分な安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。  
 ★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

### 庇

★日ごころの指摺や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。  
 ★庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

### その他

★人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

**!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。**

#### (4)救急車の呼び方

- ①局番なしの119番
- ②つながったら「救急車です」
- ③「津久見市立津久見中学校です」と正確に場所を伝える。
- ④「誰が」「いつ」「どこで」「どのように」「どうなった」と報告
- ⑤事故車や急病人が多い時は「人数」をつたえる。
- ⑥救急電話をかける前にした応急手当を報告し、次に何をしたらいいのか注意事項を聞く。

### 3. 不審者侵入時の緊急対応

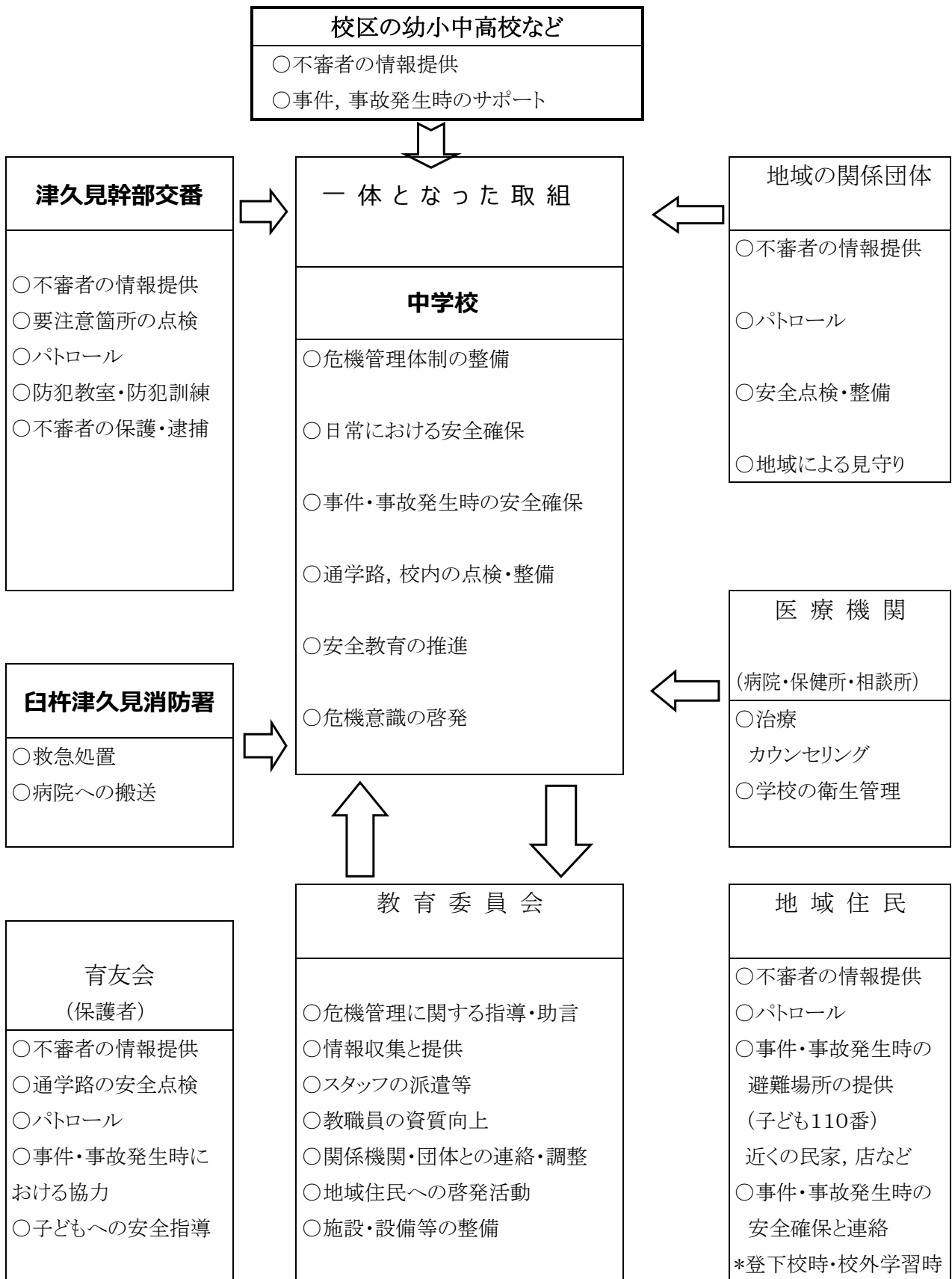
#### (1)基本事項

- ①敷地内・校舎内の巡視
  - 校長、教頭、生徒指導主任等で定期的な見回り。
  - 校舎の1階で授業をしている教職員は、時々外に不審者がいないか注意する。
- ②特に必要が出てくれば、PTA役員に協力をお願いする。
  - 警察(津久見幹部交番)にも、パトロールの回数強化を要請する。
- ③生徒には、緊急時にとるべき行動を徹底しておく。
- ④学校に用のある者は、1階職員室で受付を済ませ、入校許可を得る。
- ⑤職員室、校長室等に『刺股(さすまた)』を準備しておく。
- ⑥保護者や地域の関係機関、学校周辺の方々から不審者の情報が得られるようしておく。
- ⑦校区の小学校(堅徳・青江・津久見・千怒)、津久見高校との連絡を密にしておく。

#### (2)不審者発生時における教職員の役割分担・連絡体制

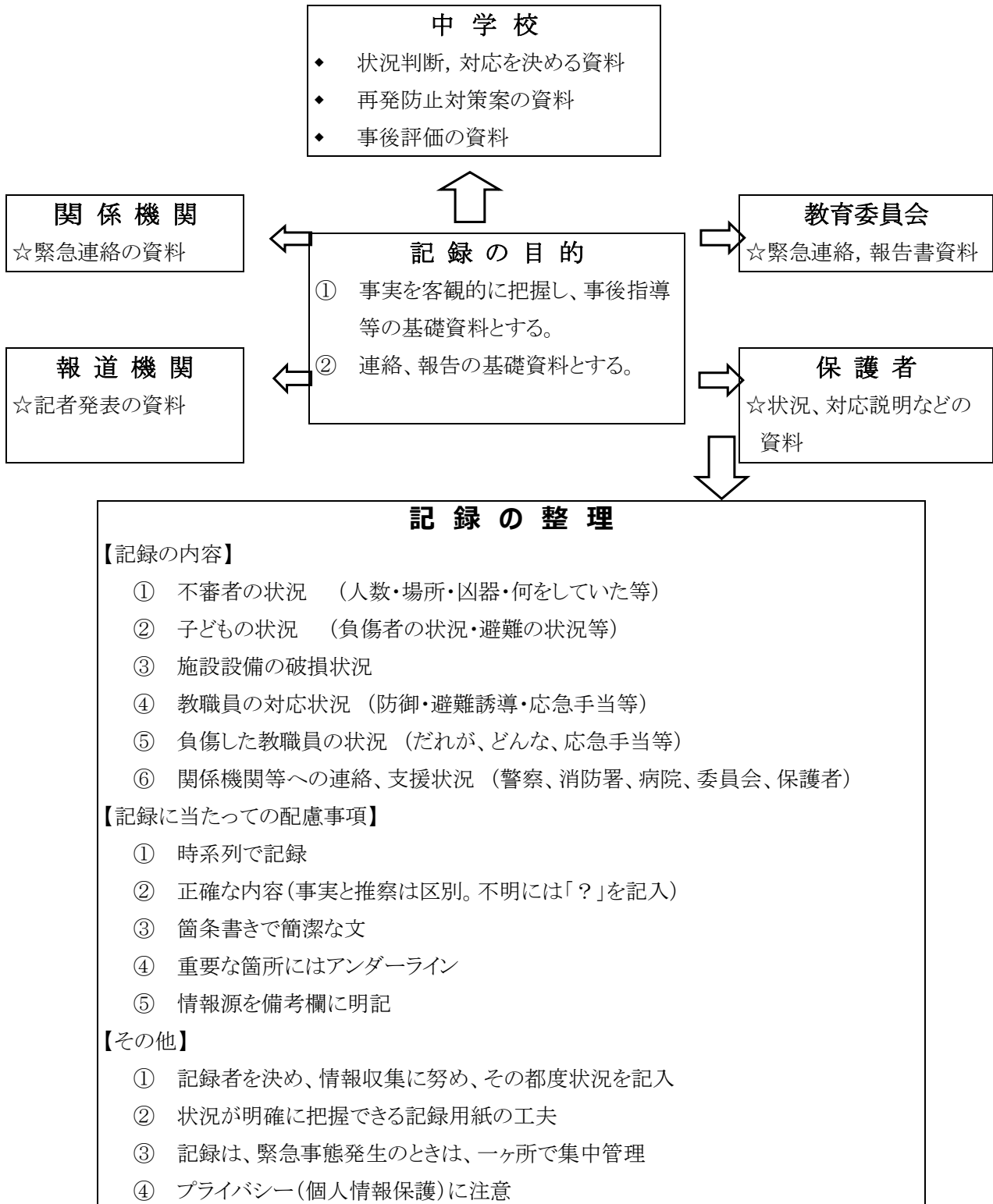
内容	分担
全体指揮・外部との対応・渉外	校長 教頭
保護者等への連絡	教頭
避難誘導・安全確保	学年主任, 学級担任、授業担当者
不審者への対応	発見者, 教頭, 生徒指導主事
応急手当, 医療機関連絡等	養護教諭
電話対応, 記録	教頭 事務職員等
安否確認	(全体把握) 教頭 (学年・学級) 学年主任・学級担任 (校内外巡視) 副担任等

(3)地域との連携を図った安全対策



#### (4)記録について

不審者の侵入などによる緊急事態が発生した場合に、その状況や対応したこと及びその結果などを記録することは、適切な対応、保護者、関係機関等との連絡を図る上で極めて重要なことである。



(5)記録用紙

① 状況・対応等について、不審者、学校等に分けて、時系列で逐次記載する記録用紙

日時	不審者の状況	子どもの状況	学校の対応	関係機関の対応	備考

② 負傷者の状況を一括して把握する記録用紙

No.	発見時刻	氏名	学年・組	保護者名(Tel)	症状応急手当	搬出時刻	搬送先	付添者	備考

③ 拡大した校舎平面図を用意し、緊急の場合、校長室ホワイトボードに貼って活用する。

- ◆ 不審者や負傷者等の人数・位置を色付きマグネットか色チョークで記録する。
- ◆ 不審者が移動した場合には、ラインで結び、動きが明瞭にわかるようにする。
- ◆ 本部の指示の活用を利用する。

#### 4. 交通事故発生時の対応について

##### (1)人命優先の処置

- ① 被害者及び加害者の障害の程度にもよるが、人命を第一に尊重し、病院搬送、救急車 の要請などを優先する。
- ② 関係機関へ通報する

##### (2)連絡体制

- ① 警察署（110 番）
- ② 校長（不在の場合は教頭） \*校長が指示した職員が現場へ急行し、現場検証に立ち会うとともに事故の状況について、情報収集する。
- ③ 車両損害保険会社や関係機関への連絡

##### (3)事情聴取等

- ① 氏名・年齢・住所・連絡先電話・職業等
- ② 運転免許の確認（できればコピーする）
- ③ 車両損害保険の有無（保険会社名）
- ④ 立会人の氏名・連絡先
- ⑤ 事故現場の略地図を記録しておく。
- ⑥ 現場での警察署の事情聴取には誠意を持って答える。
- ⑦ 立会人を入れて、事故に至る状況を確認する。
- ⑧ 警察署の判断を確認する。
- ⑨ 相手の傷病については、誠意を持って対応する。
- ⑩ 警察署への出頭期日を確認する。
- ⑪ 再発防止策を協議し、実践する。

##### (4)関係機関一覧表

関係機関	住所	連絡先
大分県教育委員会	大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号	097-536-1111(代表)
大分県中央児童相談所	大分県大分市荏隈 5 丁目	097-544-2016
津久見市教育委員会 ◆ 学校教育課 ◆ 管理課	津久見市大友町 5 番 15 号 津久見市図書館 2 階	0972-82-9526
臼杵津久見警察署津久見幹部交番	津久見市中央町 760-156	0972-82-2131
臼杵津久見消防署 (消防署) (庶務係) (予防係) (警防係) (救急係)	津久見市上青江 3617 番地の 1	0972-82-5211

## 5. 情報管理の遵守事項

### (1) 本校情報管理の徹底

- 学校関係者以外の職員室の立ち入りを制限する。
- 教室はもとより、職員室においても個人情報が生徒の目に触れないように厳重に保管と管理を行う。
- 個人情報の持ち出しはいかなることがあっても行わない。
- 情報をデータとして管理する場合は、削除も含め、管理職が確認する。
- つくみっ子みんなで守ろう10箇条の指導を徹底する。
- 生徒がiPadを扱う場合は、職員がついて使用させる。私物の情報機器は絶対に使用させない。
- 定期的に教職員への研修を行い、情報モラルの徹底と更新を行う。

### (2) 帰る前にもう一度チェック！！（津久見市教育委員会より）

#### ①USB等のメディアの保管は大丈夫ですか。

個人情報が残ったままになっていませんか？

#### ②パソコンの電源は切れていますか。

他人にのぞかれたり、操作されたりしていませんか？

#### ③机の上は片付いていますか。

個人情報に関する書類、パスワード等のメモはないですか？

#### ④個人情報は持ち出していませんか。

個人情報の持ち帰りはやめましょう。

#### ⑤FAX、コピーの取り忘れはありませんか。

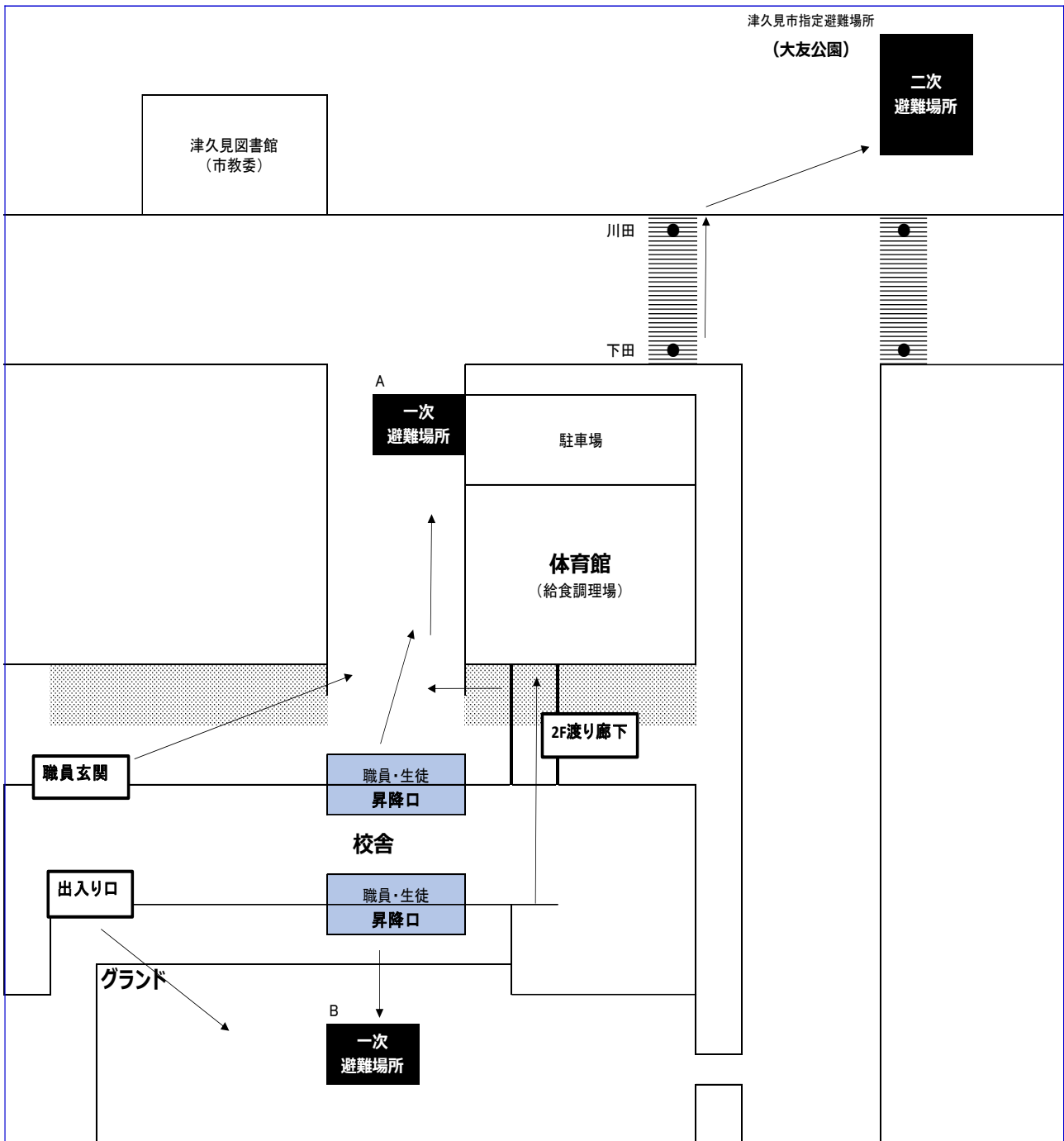
個人漏洩の危険はどこにでもあります。

#### ⑥窓や戸のカギは閉まっていますか。

外部からの侵入を防ぎましょう。

## 6. 災害対策について

### (1)災害時の避難経路（主に地震発生時や津波、火災などを想定）



- 災害の種類、規模によって、一次避難場所を判断する。
- 津波などの可能性がある場合は、到達時間が20分以上かかる場合は、二次避難場所として大友公園に避難誘導を行う。到達まで20以内の場合は、校舎四階および屋上を緊急避難場所とする。
- その他気象庁の災害レベル3が発令された場合、保護者へ今後の対応の連絡を行う。連絡後の生徒への対応を適切かつすみやかに行う。

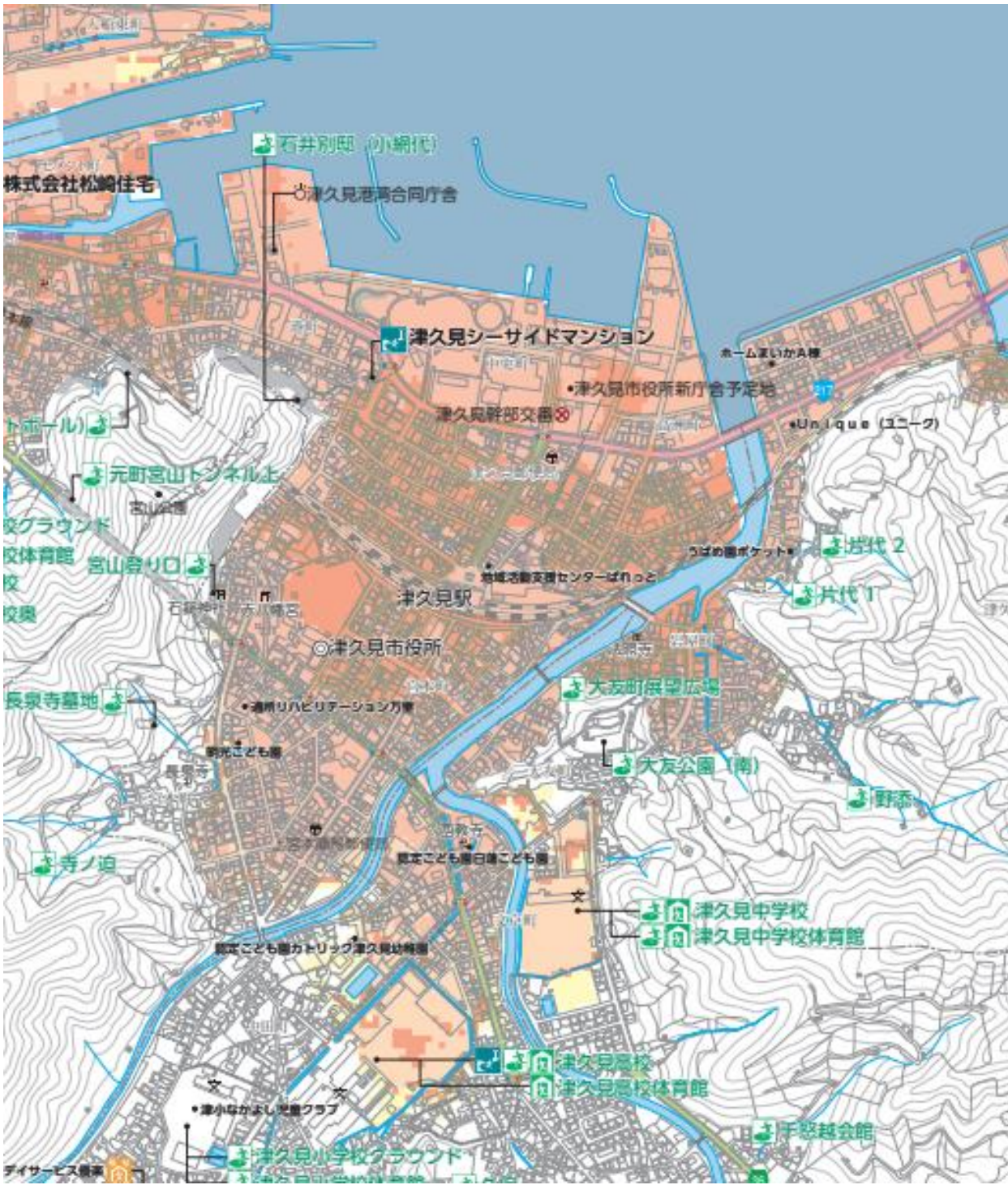
※周辺地域の状況

項目	内容
① 海拔	学校所在地 (3M) 避難場所① 津久見中学校グラウンド (3M) <b>到着時間 5分</b> 避難場所② 大友公園 (30M) <b>到着時間 10分</b>
② 海岸からの距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校までの距離 900M</li> <li>◆ 避難場所①までの距離 1000M</li> <li>◆ 避難場所②までの距離 700M</li> </ul>
③ 河川からの距離 (彦ノ内川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校までの距離 10M</li> <li>◆ 避難場所①までの距離 100M</li> <li>◆ 避難場所②までの距離 200M</li> </ul>
④ 避難場所の指定状況	地区の避難所 住所【津久見市大友町6】 施設名【大友公園】
⑤ 市町村ハザードマップ 等の確認	津久見市防災マップ 岩屋・彦ノ内地区

※学校施設の状況

項目	内容
① 校舎の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 校舎の高さ 20M</li> <li>◆ 学校所在地の海拔を加えた高さ 23M</li> </ul>
② 屋上・最上階フロア等の 収容可能人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校が避難所となった場合の収容可能人数</li> <li>① 屋上 100名</li> <li>② 4階フロア 150名</li> </ul>
③ 周辺で避難可能な高台 及び施設	地区の避難所 住所【津久見市大友町6】 施設名【大友公園】
④ 災害時要援護者の把握 と避難手段の検討	災害時要援護者数 ( ) 人 避難手段 (徒歩)
⑤ 学校の施設・設備等の点 検・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 定期的に学校施設・設備の点検を行う</li> <li>◆ 防災上必要な設備・器具・用具の整備を行う。</li> </ul>

(2)ハザードマップ ※津久見市ハザードマップより (最新版)



凡 例						浸水した場合に想定される水深(ランク別)	
◎ 市役所	⊗ 警察機	⊗ 警察機	⊗ 国道	⊗ 津波避難ビル	⊗ 指定避難所	5.0m~10.0mの区域	0.5m~1.0mの区域
	⊗ 消防署	⊗ 消防署	⊗ 県道	⊗ 指定緊急避難場所	⊗ 福祉避難所	3.0m~5.0mの区域	0.3m~0.5mの区域
						1.0m~3.0mの区域	0m~0.3mの区域



(3)学校が避難所となった場合の役割分担

段階	役割分担	具体的内容	担当者
1	学校災害対策本部の設置 避難所支援班の結成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校災害対策本部を図書室に設置する。</li> <li>・避難所支援班の構成人数および役割分担の決定。</li> <li>・地域の自主防災組織や市町防災担当局の職員などとの協力体制の確立。</li> <li>・学校医、地域医師会との連携。</li> <li>・ボランティアの受け入れ準備。</li> <li>・使用可能施設の把握。</li> </ul>	校長・教頭・事務主幹 学年長
2	施設開放区域の明示	解放できる区域の明示(校長室・職員室・事務室・保健室などの管理運営上必要な場所は解放しない。)	教務主任
		高齢者や障害者などへの優先的配慮	養護教諭
		事前に決めておいた優先順位に従って施設などを開放。	教務主任
		立入禁止区域の明示	生徒指導
		緊急車両やヘリコプターの発着スペースの確保	体育科
3	避難者誘導	避難所のマナーと一般的注意の徹底	生徒指導主任 各学年生徒指導
		担当者による誘導(高齢者・障害者・乳児のいる母親などの優先)	生徒指導主任 各学年生徒指導
4	救援物資の調達配給	配給時におけるトラブルの回避	生徒指導主任
		食料、医療物資などの市町災害対策本部への要請	事務主幹、養護教諭 教頭
		高齢者、障害者などや非常持ち出し品のない家庭優先	事務主幹、教頭
		食事、救援物資の配給経路の把握	事務主幹
5	衛生環境の整備	仮設トイレの設置	教頭・事務主幹
		ごみ集積場所の管理	栄養教諭・事務職員
		食中毒や伝染病などの、衛生面への配慮	養護教諭
6	仮設テントの設置	緊急車両の妨げとならない場所	グラウンドバックネット側、 テニスコート

7	避難所運営 組織づくり の支援	運営本長、副本長との連携 班編成、班長会議について助言 避難生活の基本的ルールについての助言	管理職 生徒指導主任 各学年主任
8	ボランティア の受け入れ	専門ボランティアにコーディネートを依頼 活動拠点の設置 災害ボランティアセンターとの連携	教務主任 生徒会担当 CS 担当
9	炊き出しへの 協力	使用可能な調理室、給食室の提供。 献立、衛生管理などについての助言	栄養教諭 養護教諭
10	避難者名簿 作り	原則として入所時に記入(氏名・性別・年齢・住所など)速やかな名簿の作成と更新	教頭
11	情報連絡活動	避難用緊急電話の設置依頼	事務主幹
		メディアを活用した情報収集	校内情報担当
		日本語がわからない外国人のために看板等の設置	英語科
12	自主災害組織への移行	避難所運営が避難住民の自治組織に移行した場合は、教職員や側面からの指導を行う。	全職員

(4) 関係機関連絡 (大分地方気象台)

大分地方気象台 〒870-0023 大分市長浜町3丁目1番38号		
係	電話	F A X
観測予報	097-532-2247	097-536-0091
防災	097-532-0644	097-536-4749
業務	097-532-0667	097-536-4749
警報・注意報の発表状況、天気予報等 自動応答ダイアル  天気予報、注意報・警報等の情報 週間天気予報、週間 天気概況	N T Tテレホンサービスや177は終了したため、インターネット等を活用して情報収集に努める。	

## (5) 緊急時生徒引き渡し

### ①共通理解用マニュアル(意義・目的含む)

#### 緊急時生徒引き渡しマニュアル 津久見市立津久見中学校

先の東日本大震災の発生時には、避難した児童・生徒を無事に保護者に引き渡すことに大変苦勞した学校が多数ありました。

- ①電話やメールが不通となり、保護者との連絡が取れない状況の中、児童の安否を確認できない不安から、たくさんの保護者が自家用車で学校に押しかけ、道路の大渋滞を引き起こした。保護者は動きがとれず、結果的に引き渡しに大変な時間を要した。
- ②引き渡しのルールが作られていなかったため、なかなか保護者が迎えに来られなかった。学校では教職員が付き添い集団下校で児童・生徒を自宅まで送ったが、帰っても家に誰もいない家庭があり、余震が続く中、児童が大変不安な思いで保護者の帰りを待っていた。
- ③震災当日、担任が不在であったために担任以外の教員が対応したが、保護者の顔がわからず、引き渡しに時間がかかった。
- ④引き渡しカードに記載のない人が児童・生徒の引き取りに来たために、引き渡しをしなかった。(児童・生徒も知らない人のため、不審者との区別ができなかった。)

(「東日本大震災における学校等の被害と対応に関するヒアリング調査」等より：日本安全教育学会)

こうしたことを教訓として、津久見中学校では緊急時の引き渡しのために詳細な引き渡しカードを作成して保護者（代理人）に対して確実に生徒を引き渡すことができるよう準備をします。

実際の緊急場面でも、以下の流れに従い生徒の引き渡しを進めますので、十分な理解と速やかな行動をお願いします。

### 1. 緊急時の引き渡し基準

非常災害	程 度	対 応
地震 (学校を含む地域の震度)	震度5弱以上	◎原則、保護者への引き渡し ・引き渡すまでは学校（または二次避難場所）待機
	震度4以下	・通学路の安全を確認して通常登下校 ・状況に応じて教職員引率の集団下校 ・保護者の帰宅困難時、届け出がある生徒については学校待機、引き取りを待つ
津波 (学校を含む地域への発表)	津波注意報 津波警報 大津波警報発令	・地震基準にもとづく ・原則、解除されるまで避難場所待機 ・原則、解除されてから保護者への引き渡し
その他 河川氾濫・土砂災害・通学路の建物崩壊 等		・下校の安全確保が困難な場合、校長判断により生徒学校待機、保護者引き渡し
不審者被害・凶悪事件発生後、犯人が逃走中		◎原則、保護者引き渡し ・引き渡すまでは学校待機

## 2. 「緊急時引き渡しカード」の作成（別紙配布）

円滑かつ安全な引き渡しのために「緊急時引き渡しカード」を使用して引き渡しを行う。

### （1）代理人について

- ①保護者が来られないとき、引き取りに来られる可能性が高い順番に書いてください。
- ②趣旨をご説明の上、代理人になっていただくことを依頼し、**必ずご本人の了解を得てください。**
- ③**お子さんが確認できる（知っている）成人の方**をお願いします。  
例）祖父母・親戚・近所の方 等

### （2）カードの家庭用控えについて

- ・学校に提出後、1部コピーをとってお返しします。緊急時に家族が活用できるよう、掲示しておいてください。毎年更新していただきます。

## 3. 引き渡しの仕方

### （1）連絡手段

- ①通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき
  - ・**テトル**にて必要事項を連絡します。
- ②すべての通信手段が途絶し、連絡できないとき
  - ・1の「引き渡し基準」にそって保護者の判断で来校するようにお願いします。
  - ・通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

### （2）引き渡し場所…児童の安全確保ができる場所を判断します。

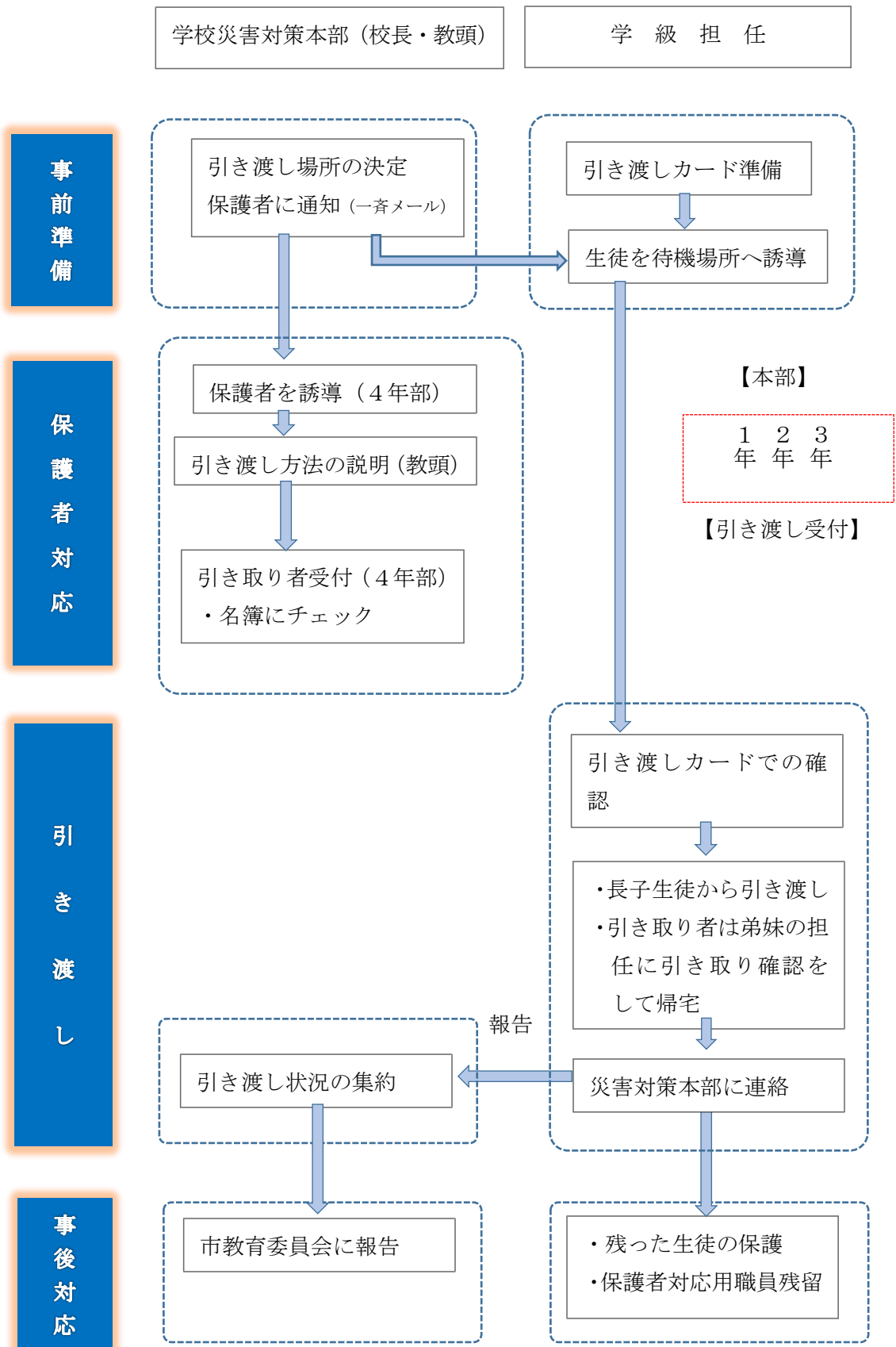
- ・学校（運動場、体育館） または
- ・避難場所（大友公園）等

### （3）引き渡し方法

- ①受付（担当職員）
  - ・学級名簿で引き取り者を受け付けます。
- ②担任による引き取り者確認（長子生徒担任）
  - ・学級担任が児童に引き取り者を確認します。  
例）担任「この人は誰（名前）ですか。」生徒「祖父（〇〇）です。」
  - ・「緊急時引き渡しカード」記載者と照合します。
- ③引き渡し
  - ・担任による引き取り者の照合確認ができれば引き渡します。
  - ・自宅以外に引き取る場合の連絡先など必要な連絡事項を担任に伝えてください。
  - ・下学年に整列している弟、妹の担任に引き取りを告げて連れて帰ってください。

②引き渡しフォロー図

※緊急時には大変な混乱が予想されます。可能な限り車以外でのお迎えをお願いします。



③引き渡しカード

津久見市立津久見中学校		電話：0972-82-5161		<b>重 要</b>	
R 年度 <b>緊急時引き渡しカード</b>					
長子生徒名	(ふりがな)			性別	
	年				
住 所	津久見市		自宅電話		
保護者氏名	(ふりがな)		続柄	電話番号	
	(ふりがな)		続柄	電話番号	
在学弟妹名	年				
	年				
	年				
代理人	氏 名 (ふりがな)		電話番号	生徒との続柄	
①					
②					
③					
<引き渡し時 学校記入欄>					
引き渡し 場所		引き渡し 日時	月	日	
			時	分	
実際の 引き取り者			生徒との続柄		
帰宅先			電話	確認 教職員	

## ＜緊急時引き渡しカードの作成＞

- ① 長子生徒学年で1枚書いてください。
- ② 代理人は
  - ・ 保護者が無理なときに、来られる可能性が高い順に書いてください。
  - ・ なるべく早く迎えに来られる方にしてください。
  - ・ 事前にご本人に依頼して、了解を得てください。
  - ・ お子さんが確認できる（知っている）成人の方をお願いします。
- ③ カードの家庭用控えについて
  - ・ 学校に提出後、1部コピーをとってお返しします。非常災害時に活用できるよう掲示しておいてください。

## ＜緊急時引き渡しの手順＞

### ① 受付

引き取る生徒名と引き取りに来られた方（保護者または代理人）の名前を言ってください。

### ② 引き取り者確認

長子生徒の担任が引き取りに来た方の確認をします。

○生徒に引き取り者の顔確認

教師「この人はだれ。」

生徒「祖父です。」

○「緊急時引き渡しカード」との照合

### ③ 帰宅先の確認

担任に連れて帰る場所・連絡先を言って子どもを連れて帰ってください。

### ④ 弟・妹の引き取り

担任に引き取る子どもの名前を言って連れて帰ってください。

緊急時は混雑しますので、可能な限り車以外でのお迎えをお願いします

(6)Jアラートが作動した場合の判断及び学校の対応

(1) 弾道ミサイル発射の情報伝達

- ①在宅時は、自宅待機
- ②登下校中は、身近な遮蔽物に身を隠す行動をとり、その後の情報伝達により、  
下記(2)又は(3)の対応

(2) 弾道ミサイル通過の情報伝達

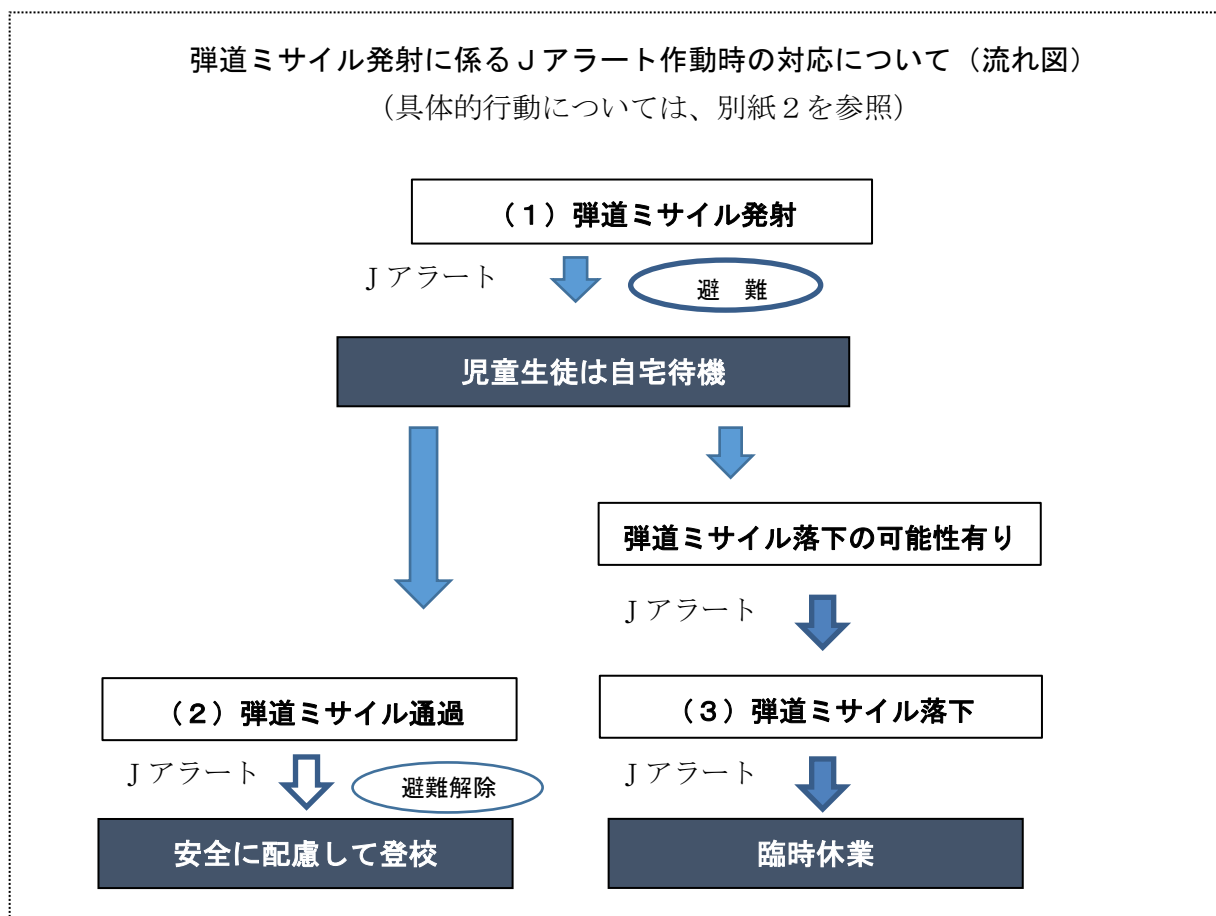
- ①生徒は、安全に配慮して登校  
＜学校＞・登校してこない生徒の安全確認

(3) 弾道ミサイル落下の情報伝達

- ①臨時休業となるので自宅待機  
＜学校＞・生徒の安全確認を行い、市教育委員会→県教育委員会に報告  
・在校中の場合も臨時休業とし、生徒の下校確認
- ※臨時休業の解除は、県教育委員会から通知

(7)アラートが作動しない場合

通常登校を基本とするが、県教育委員会が通常の学校活動を行うことが危険と判断する場合は、臨時休業を判断し、通知することもある。



## 弾道ミサイル発射に係るJアラート作動時の行動の一覧表

時間帯	在校中	登下校中	在宅・外出中
判断者	校長が判断	生徒等が判断 公共交通機関が判断	保護者等が判断
<b>Jアラート作動</b>		ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。 (総務省消防庁)	
<b>(1) 弾道ミサイル発射</b>			
屋外にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの<b>建物の中、又は地下に避難</b>する。近くに適当な建物がない場合は、<b>物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る</b>。</li> <li>・<b>自転車乗車時は、直ちに下車</b>し、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や地下に避難する。</li> <li>・公共交通機関利用時は、運行会社の指示で避難する。</li> </ul>		
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>窓から離れるか、窓のない部屋へ移動</b>する。カーテンを閉め、ガラスの飛散を防止する。</li> </ul>		
自動車の車内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあるため、車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や地下に避難する。</li> <li>・スクールバスは安全が確保できる場所に止めて同様に避難する。 <b>避難が困難な場合は、窓より下に身をかがめ頭部を守る。</b></li> </ul>		

### (2) 弾道ミサイル通過

ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。(総務省消防庁)

**避難解除** → 安全に配慮して登校  
(登校してこない生徒の安全確認)

#### 【学校が準備すること】

##### ①登下校中の見守り体制の構築

保護者や地域住民・見守りボランティア等に、登下校中の生徒に危険を知らせ、建物内へ**避難誘導**してもらうよう協力を依頼する。

##### ②児童生徒への指導の徹底

大分県ホームページにある国民保護ポータルサイト等の情報を活用し、**避難訓練などの事前指導**を徹底する。

### 弾道ミサイル落下の可能性有り

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

### (3) 弾道ミサイル落下

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。(総務省消防庁)

- ・口と鼻をハンカチで覆いながら、密閉性の高い建物の中、又は風上に避難する。  
(有害物質を吸引しない行動)

**臨時休業** → 自宅待機

(在校中は、生徒の下校確認)

臨時休業解除は、県教育委員会から通知